

宴会・催事等の規約

JRホテルクレメント徳島では、ご利用いただく皆様に、ご満足いただける宴会を準備し執り行うために、宴会場及び宴会場としてのレストラン会場のご利用に際して下記の通り規約を設けておりますので、宴会場のご利用、設営に関しまして誠に勝手ながら、下記の事項を予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. お取り決めの範囲について

宴会、ご披露宴または催し物（以下「宴会等」と称します）で宴会場及びレストラン会場をご利用になる場合にホテルがお客様と結ばせていただく契約は、この規約によるものとここに定めない事項につきましては法令または一般的慣習によるものとさせていただきます。

2. 予約金、前金について

宴会等のご予約の際にはご予約金を申し受けます。ご予約金の金額につきましては、ご宴会見積金額に基づいて提示させていただきます。また、ご披露宴の場合はお申し込み時に5万円をご予約金として申し受けます。ホテルとお客様とのご契約は、宴会等のお申し込みを受け付け、ご予約金をお支払いいただいた時に、成立するものとさせていただきます。ご宴会でお見積外のご注文を戴いた場合、お見積上別途ご精算となっておりました項目についてのご精算は、ホテルが指定させていただく日までにお願い申し上げます。

展示会、即売会にて宴会場をご利用される場合は、見積り金額の全額を前金にて頂戴いたします。

3. 有料人数の確認について

料理等をご用意する最終的な人数（以下「有料人数」と称します）は、ご宴会等開催日の3日前の正午までに、ホテル担当係員までご連絡ください。その時点で全ての手配を完了いたしますので、それ以降に人数が減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

4. 宴会時間と追加料金について

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間（以下ご宴会時間と称します）は、所定の室料金をお支払いいただきます。なお、事前準備に2時間以上要する場合、またはご宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。ただし、次の宴会場使用時間との関係で、ご宴会時間の延長には応じかねる場合もございますので、予めご了承ください。

5. 装飾・余興等の手配について

1. 宴会等に関する装飾、音響、照明、余興、その他につきましては、ホテルの指定業者を手配させていただきます。お客様がホテル指定業者以外に直接ご依頼される場合は宴会等を円滑に行うため事前にホテルへご連絡いただき、ホテルの同意を得たうえでお願いいたします。ホテルへ事前の同意を得ずに直接ご依頼されることは、ご遠慮ください。

2. ホテルの同意のうえで、お客様が直接ご依頼された業者等が行う宴会等に関する装飾、余興等の機器及び材料の搬入、搬出または看板等のサイズ、その取り付け方等の決定、あるいは設置場所等につきましては、ホテルの美観、動線等を考慮した一定のルールに従っていただくよう、ホテルから指示させていただきます。

3. お客様（お客様側のすべての関係者を含みます）が直接ご依頼された業者の方々に対して、ホテルの施設、什器、備品等を破損したり、損傷しないよう十分にご注意ください。万一、施設、什器、備品等損害が発生した場合はホテルからご連絡申し上げますので、速やかに修理していただくか、あるいは損害賠償金をお支払いいただきます。

6. お客様からのご契約お取り消しについて

お客様はホテルに通知のうえ、宴会等契約をお取り消しすることができます。この場合下記に掲げるところにより取り消し料金を申し受けます。ただし、手配済の項目につきましては実費を頂戴いたします。（ご婚礼に関しましては別紙にて記載）

1. 宴会等のお申し込み日から開催日の60日前までのお取り消しの場合、第2項によりご提示申し上げたご予約金の全額
2. 宴会等の開催日の59日前から30日前までの間にお取り消しの場合、ご使用予定会場の会議料金（3時間該当分）の50%
3. 宴会等の開催日の29日前から10日前までの間にお取り消しの場合、ご使用予定会場の会議料金（3時間該当分）の100%
4. 宴会等の開催日の9日前からその前日までの間にお取り消しの場合、宴会等のお見積金額の80%
5. 宴会等の開催日当日にお取り消しの場合、宴会等のお見積金額の100%

7. ホテルからのご契約取り消しについて

ホテルは次に掲げる規約に違反なさった場合はご宴会等のお申し込みをお断りさせていただきます。また、すでにご予約いただいた場合でも、解約をさせていただくことがありますので予めご了承ください。

1. 宴会等に出席する利用者で次の事由に該当する場合

ア、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力であるとき。

イ、暴力団、暴力団員、または暴力団員等が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
ウ、法人でその役員のうち暴力団員、暴力団員等に該当する者がいるとき。

エ、宴会等利用申出者の暴力団等における地位、宴会等の目的・人数・性様等に照らし、他の当ホテル利用客の生命、身体、財産を害するおそれがあると認められるとき。

2. お客様および宴会等へご出席者が、宴会等に関し法令または、公序良俗に反する行為をされた場合、またはその恐れがあると認められる場合。

3. 当ホテルもしくは、当ホテル職員等に対し威圧的な不当要求行為あるいは合理的範囲を超える負担を要求した時
4. お客様および宴会等へご出席者が、他のお客様に迷惑をかけた場合、またはその恐れがあると認められる場合。

5. お客様がこの規約に違反された場合。

6. 興行を目的とした会場使用の場合。

7. 宴会場の使用目的がホテルの信用を失うおそれがある場合。

8. 天災または施設の故障、その他やむを得ない事情により宴会場を使用できない場合。

8. 禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

1. 犬、猫、小鳥、その他愛玩動物、家畜類等の持込（ただし盲導犬、介助犬は含まない）
2. 発火または引火性のある物品の持ち込み
3. 悪臭を発するものの持ち込み
4. とばく等風紀を乱す行為または他のお客様のご迷惑になる言動、行為
5. 備え付け品の移動
6. ご予約時の使用目的以外のご使用
7. その他法令で禁じられている行為